

I 大阪大学大学院法学研究科外部評価委員会
(平成 31 年 1 月 25 日)
参考) 事前配付資料

大阪大学大学院法学研究科外部評価委員会

開催日時： 平成31年1月25日（金）午後5時30分～午後7時50分
場 所： 大阪大学大阪大学会館2階 会議室

出席者

【外部評価委員会委員】

協和綜合法律事務所弁護士	岩井 泉 氏
国立教育政策研究所国際研究・協力部長	亀岡 雄 氏
京都大学大学院法学研究科長	洲崎 博史 氏
一般財団法人アジア太平洋研究所主席研究員	藤原 幸則 氏
大阪府政策企画部企画室長	本屋 和宏 氏

【大阪大学大学院法学研究科】

研究科長	林 智良
司会 副研究科長	瀧口 剛
副研究科長	中山 竜一
法学部教務委員会委員長	上川 龍之進
法学研究科教務委員会委員長	仁木 恒夫
教授（評価室長）	高井 裕之

【大阪大学大学院高等司法研究科】

研究科長	下村 眞美
副研究科長	水谷 規男
副研究科長	松本 和彦
教授（国際交流室長）	松井 和彦

【大阪大学知的基盤総合センター】

准教授（兼任）・法学研究科准教授	青木 大也
------------------	-------

【大阪大学法学部】

副学部長 （大学院国際公共政策研究科長）	松野 明久
-------------------------	-------

内容：配付資料に基づき、法学部及び法学研究科の人材育成及びキャリア支援の現況と課題について、大阪大学側から説明を行った後、外部評価委員との間で意見交換を行った。以下はその議事録である。

大阪大学法学研究科外部評価委員会

平成31年1月25日（金）

【林】 17時30分始まりということでご案内いたしておりますけれども、委員の皆様も、それから関係者も全てそろっているということで、5分前倒しで始めてもよろしゅうございますでしょうか。

わかりました。それでは、司会の瀧口教授のほうに、お願いいたします。

【瀧口】 ただいま林研究科長からもお話がありましたように、全員ご参集いただいたということで、始めさせていただきます。

皆様、本日、大阪大学法学研究科の外部評価委員会にお集まりいただきどうもありがとうございます。私、司会を務めます瀧口と申します。最初のほうが主になりますけども、司会をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、法学研究科長のほうからまず挨拶をさせていただきます。

【林】 紹介を受けました大阪大学大学院法学研究科長・法学部長の林と申します。本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参集くださいますこと心より御礼申し上げます。

それでは、ちょっと着座にてお話を続けさせていただきます。本学部も70周年をこの9月に迎えました。長年ずっと教育研究におきまして、人材育成についても多くの立派な卒業生を送り出しておりますし、また、研究の面でも大変多くのことを成し遂げているという自負は大阪大学の法学研究科、法学部、関連の法学系部局にあります。しかし、どうしてもみずからの発想に閉じこもっている限りは、つい自画自賛に陥る危険もございます。あまり外部の外圧、外圧というのはいかかなものかと思っておりますけれども、やはり公の運営費交付金を受けている以上、しかるべき社会の目を制度的に受けて、そしてみずからをレビューして、これからの道を進むべきであると。これは大変素晴らしいことであると思っておりますし、3年に1度という形でそういう外部の先生方、しかも委員の皆様それぞれの立場で学術研究のみならず、行政あるいは法曹界、公益団体、経済団体といった、そういった多彩な分野で重要な立場におられて、そして、高い見地から見渡す立場でいらっしゃる委員の皆様をお迎えして、そして、忌憚のない応援、愛のむちを当てていただくという、そういう趣旨でございます。

本日は、いつも3年のルーティンではいかなものかということで、今回は本学で学ぶ学部と大学院、両方ですよね。4人の学生諸君にかかわってもらいます。今回の新基軸としては、そういうところがございます。どうか、忌憚のないご質問あるいはご意見をいただければ大変ありがたく存じます。今回はよろしくお願い申し上げます。

【瀧口】 それでは、まず全員の自己紹介からさせていただきます。

法学研究科側から紹介させていただきます。

副研究科長の中山教授。

【中山】 副研究科長の中山と申します。管理運営を担当しております。よろしくお願いいたします。

【瀧口】 上川教授。

【上川】 法学部で教務委員長を担当しています上川と申します。よろしくお願いいたします。

【瀧口】 仁木教授、よろしくお願い致します。

【仁木】 法学研究科の大学院で教務委員長を担当しております仁木恒夫と申します。よろしくお願いいたします。

【瀧口】 高井教授、お願いします。

【高井】 法学研究科で評価室長を仰せつかっております高井と申します。よろしくお願いいたします。

【瀧口】 青木准教授、よろしくお願い致します。

【青木】 知的基盤総合センターの准教授、そして、法学研究科の准教授を兼任しております青木大也と申します。本日、センター長が、大変申しわけございませんが、差し支えということで、代理として参上いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【瀧口】 松野教授。よろしくお願い致します。

【松野】 法学部副学部長の松野と申します。国際公共政策研究科というのは別の大学院でございまして、そちらの研究科長、そして、法学部では副学部長と国際公共政策学科長というのを拝命しております。よろしくお願いいたします。

【瀧口】 松井教授、よろしくお願い致します。あ、ごめんなさい。下村教授からよろしくお願いします。

【下村】 高等司法研究科長の下村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【瀧口】 水谷教授、よろしくお願い致します。

【水谷】 高等司法研究科で学務担当の副研究科長をしております水谷と申します。

【瀧口】 松本教授、お願いします。

【松本】 高等司法研究科で管理運営担当の副研究科長をしております松本です。よろしくお願ひいたします。

【瀧口】 松井教授、お願いします。

【松井】 国際交流室長をしております、高等司法研究科所属の松井と申します。よろしくお願ひいたします。

【瀧口】 それでは、委員の先生に移らせていただきます。

岩井先生、よろしくお願ひいたします。

【岩井委員】 弁護士の岩井と申します。現在の所属は大阪弁護士会に所属しております。よろしくお願ひいたします。

【瀧口】 亀岡先生、よろしくお願ひいたします。

【亀岡委員】 国立教育政策研究所におります亀岡と申します。国際研究・協力部長を務めております。よろしくお願ひいたします。

【瀧口】 洲崎先生、よろしくお願ひいたします。

【洲崎委員】 京都大学の洲崎でございます。京都大学では現在法学研究科長をしておりますが、林先生と同じく、あと2カ月ちょっとで任期満了となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【瀧口】 本屋先生、よろしくお願ひいたします。

【本屋委員】 大阪府の本屋です。政策企画部の企画室長をやらせてもらっています。よろしくお願ひいたします。

【瀧口】 藤原先生、よろしくお願ひいたします。

【藤原委員】 藤原と申します。私、実は、この委員会、3期目といいますか、非常に長くやっています、3回目、ここに来させていただいています。関西経済連合会本体にいたときから2回やって、今、関経連に籍を置きながら、アジア太平洋研究所の出向という形で出ておまして、3期目ということで長くやっていますがよろしくお願ひいたします。

【瀧口】 それでは、続きまして、議長の指名をさせていただきたいのですが、まず、議長をしてもいいという先生がおられたら、手を挙げていただけないでしょうか。

おられないようですので、私のほうから、京都大学の洲崎先生にお願ひさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

【洲崎委員】 はい。どうぞよろしくお願ひいたします。

【瀧口】 それでは、まず林研究科長のほうから趣旨説明ということで説明させていただきます。お願ひします。

【林】すでに少しご挨拶の中に趣旨説明を早まって入れてしまいました。あと2カ月で気が緩んでしまった危険がありますが、本日は、まず各学部、そして大学院での教育のあり方につき、両教務委員長よりスライドを用いて、説明を求めます。

そして、今回は、繰り返しになりますけれども、学生諸君が今ここで受益者といひますか、学んでいるステークホルダーとして、特に選ばれて来て来てくれていますので、委員の皆様のご質問等も含めて、いろいろ懇談をすることで、またいろんな問題点等も含め、決して甘口だけでなく、辛口のほうも含めて、いろんなものが浮かび上がってくれば、それはありがたいなというふうに思っています。このたび、そのように執行部で企画して、お招きしている次第であります。

そして、その後順次、時系列を追いますと、質疑応答、意見交換、この辺でお弁当でしたかね。そういう順序によりまして、途中よりご飯などを皆でいただきながらということと考えております。もっぱら教育を受益者の観点から眺めてもらうこととなりますが、中には留学生の人もいますので、その辺でちょっと飛んで留学生対象のいろいろな施策のことなども話題に上るやもしれません。こういう形で、一応午後7時半をめぐりに、質疑応答も含め、いろいろご意見を頂戴できればと思っていますので、そのような形でよろしくお願ひします。

では、議長にお返しいたします。

【洲崎委員長】 それでは、これより進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。まずは、大阪大学側からご説明をいただくということでよろしいでしょうか。

【林】 適宜ファシリテーションという趣旨でお考えいただければと思います。その辺はあまり。もちろん、取り合いになるようなことは何らございませんので。

では、まずは学部教育の現状と課題からでよろしいですかね、議長。

【洲崎委員長】 はい。どうぞよろしくお願ひいたします。

【林】 では、お願ひします。

【上川】 それでは、私のほうから「大阪大学法学部における教育の現状と課題」ということについて簡単に10分程度でお話しさせていただきます。

本日、具体的にはどのようなこととお話しするかといいますと、カリキュラムについてです。ただ、実は2019年度、この4月から新しいカリキュラムが大阪大学全体で施行されるということで、法学部のカリキュラムもかなり変わってまいります。事前に先生方のお手元に、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの資料が参っているかと思えますけれども、そちらに書いてあるカリキュラムと、実は来年度から変わるということですので、こちらは新しいカリキュラムの話なども少しお話しさせていただきます。

それから、学部の特徴的な取り組み、そしてあと、入りと出るところですね。入試制度、卒業後の進路について簡単にご説明いたしまして、最後に、既に2年前の入学生から導入されております早期卒業制度、それから、来年度入学生からおそらく設置されるであろう法曹コースにつきましても簡単に説明させていただきます。

まず、法学部の組織図ということなんですけれども、本学は非常に特徴的なところがありまして、通常の法学部であれば、大学院の法学研究科、それで、本学の場合は高等司法研究科が別の組織として設置されてはいますけれども、こちらが法学部を担当するというのが普通なんですけれども、それに加えて、国際公共政策研究科が国際公共政策学科を主に担当するという形、また後から説明しますように、そちら、経済学の授業もありまして、経済学研究科の教員も、学部の授業に協力していただいているという、そういう形になっております。

教育課程につきましては、先に申しましたとおり、2学科制というのが大きな特徴になっておりまして、2008年に国際公共政策学科が設置されたということでもあります。学科ごとに特徴的なカリキュラムを提供ということで、具体的な話はまた後でやりますけれども、ただ、同じ学部ということでありまして、科目の相互乗り入れということもありまして、両カリキュラムで有機的・一体性を確保していると。ですから、お互い、それぞれの学科の科目についても、専門科目として履修できますし、あと、他学科科目という形で履修できるものもあるということで、非常に多様な教育科目を用意しているということになります。

あと、新カリキュラムなんですけれども、これは2019年度から大阪大学全体としまして、従来は大体1、2年次で教養教育、3、4年次で専門教育科目というふうになっておりましたが、それを教養教育系科目、専門教育系科目、国際性涵養教育系科目という、いわゆる3本柱とか呼ばれるんですけれども、それぞれを1年から4年次まで配置す

ると。1年次から4年次まで、教養もやり、専門教育もやり、それから国際性を涵養するような教育、こちらも行うという。

具体的に言いますと、国際性涵養教育系科目と言いますのは、1年次、2年次につきましては、従来の教養教育で行っていた語学の科目、そちらであります。それで、じゃ、具体的に何が変わるのかと言いますと、2年次の秋・冬学期以降、2年次の後半以降になりまして、これ、済みません、「教育」が抜けているんですけども、高度教養教育科目、高度国際性涵養教育科目、これを履修すると。今まででしたら、2年の後半とか3年以降が専門教育科目だけをやっていたところを、高度教養教育科目、高度国際性涵養教育科目、このような科目を履修して、より高い教養を身につけ、さらに国際性を養う、そういうカリキュラムのつくりになっております。

具体的に、古いカリキュラム・マップというのは、古いというか、現状のものは、事前に資料としてお渡ししているかと思えますけれども、2019年度からこのように変わるということで、大変小さい図で申しわけないんですけども、実はこれ、来年4月から変わるんですけど、科目系とか、あと、その出し入れとかがありまして、現状で決まっているものですので、4月から少し変わるかもしれませんので、小さくて見にくいほうがよいのかもしれませんが、それはともかくとしまして、どうなっているかと言いますと、法学科は基本的には法学・政治学を中心とした、いわゆる法学部の伝統的なカリキュラムを行うということですが、特徴的なのは、その黄色いところですね。黄色いところというのは、これが教養教育系科目というものでありまして、通常は2年の前半ぐらいまでで、従来の教養教育というのは終わっていたのが、2年の後半以降、高度教養教育科目という、そういうものを履修してもらうということになります。

それから、その下の緑のところ、これは、いわゆる演習、ゼミ形式の授業でありまして、1年次の春・夏学期では共通教育のほうで教養教育として学問への扉という、こういう少人数教育をやりますけれども、法学部としましては、1年次の後半以降、ずっとゼミが用意されている。だから、少人数教育を4年間、切れ目なく行う、そういう形になっております。

真ん中のところが、いわゆる専門教育科目ということで、普通の法学部らしい科目が並んでいると。また、一番下のところが国際性涵養教育科目というところでありまして、1年次、2年次については、マルチリンガル教育科目、これがいわゆる教養でいうところの語学、英語と第二外国語の科目であります。そして、2年の秋冬以降に、高度国際性涵養

教育科目という、より国際性を涵養するような科目というものを履修していただくということになります。

こういうほんとうは縦型のモデルというふうに、全学ではいつているんですけども、教養と専門と国際性涵養教育というのを4年間ずっと勉強していく、こういうカリキュラムに変わるということになります。

一方、国際公共政策学科のカリキュラムでありますけれども、こちらも基本は同じようなものなんですけれども、これ、小さい図をよく見ていただきますと、専門教育科目のところ、例えば、公共経済学だとか計量経済学だとか、このような、いわゆる経済系の科目が比較的多く行われているということでありまして、政治学に加えまして経済学についてもかなり専門的に勉強すると。それで、公共政策と言っていますから、社会の現代的な課題に取り組む、そういうふうな教育をしているということになります。

じゃ、2学科制になってどのような成果が出ているかということでありまして、まず特徴的なのが、留学者数が増えているということで、このデータは2017年度でありますけれども、交換留学で18名、それから海外の大学のサマースクール、国連ユースボランティア、休学留学、こういったものを含めると、62名が何らかの形で留学をしているということになります。

従来、法学部、法学科というのは、学生の志向とか、どちらかというところドメスティックな志向が多くて、留学者数というのは、今でも法学科のほうはそれほど多くないんですけども、国際公共政策学科というのは、やはり最初から留学したいという、そういう意識のある学生も入ってきますし、やっぱりそういう周りの同級生とかを見て、「留学に行っているから自分も」みたいな感じがありまして、そちらのほうはかなり留学者が多いということになっております。これ、1学年250人ですから、62名が行っているというのはいかほどの数だと思います。

それからあと、留学生につきましても、かなり多様な地域から来ているということで、やはり国際公共政策学科というのができましたので、そちらのほうにも海外からの留学生が比較的多く来るということで、多様な学生の確保につながっているのではないかと。また、国際公共のほうでは、法学、政治学、経済学というのを、3つを学ぶということで、また、隣の学科でそういう科目を開いていまして、法学科の学生でも履修が一部できますので、そこがかなり強みになっているのではないかと。

具体的に申しますと、「赤井ゼミ」と書いていますけど、赤井先生というのが国際公共政

策学科の先生ですけど、経済学がご専門の先生ですけども、そこのゼミは毎年、政策論文提言大会に出ている、非常に優秀な成績をとっていると。これはやはり、もちろん政策というのは法律でありますし、あと、どうやってできるかということ、政治の世界でありますけれども、さらに経済分析みたいな手法。これ、経済だけでもやや中途半端で、法学、政治学だけでも中途半端で、こういう3つのものをバランスよく学んでいるので、政策提言みたいなどころには生きているところがあるのではないかというふうに思います。

それから、特徴的な取り組みということで、簡単になんですけど、いろんないいことをやっている、ちょっと時間が長くなって申しわけないんですけども、特徴的な取り組みということでありまして、まず、本学の特徴としましてよく言われているところが、実学重視の教育ということであります。それで、今話題の高等教育無償化で必要とか言われている実務家教員でありますけれども、本学の場合は、かねてより法学部OBの弁護士の方にロイヤリングという授業を担当していただいたり、あと、中央官庁、国際機関、民間企業の勤務経験者の方に担当してもらっている講義があるということでありまして、例えば、総務省からは出向で教員の方に来ていただいています、立法学という科目をやっている、それからあと、リーダーシップデザインというのは、これは国際公共政策研究科のほうで、経済界との関連で、リーダーシップ育成みたいな複数の授業をやっている、あと、損害保険業界団体の寄附講座として「損害保険の実務と法」、それから、朝日新聞社の寄附講座として「マスコミと国際公共政策」、読売新聞社の寄附講座として「国際報道論」という授業などもありまして、あとは、知的基盤総合センターのほうですね。そちらの関連もありまして、知的財産法関連の講義というのは非常に充実しているという感じであります。

それから、2つ目でありますけれども、国際性を備えた人材育成ということで、国際公共政策学科の話は何度もしましたけれども、学部全体としまして、留学を促進・支援するような仕組みがたくさんあります。その1つはまず、大阪大学法学会という組織が海外留学資金の助成制度や海外修学の助成制度ということで、学生に資金面で援助をしている。それから、英語による講義科目というのが比較的多いということで、毎学期、7科目ぐらいですかね、ありまして、さらに来年度からは、法学会のほうから資金援助を得まして、法学会特別講義という英語による講義科目を開設するという、こういうことをやっております。それからあと、課外留学プログラムということでありますけれども、短期海外プログラムとしまして、1年次にオーストラリア法入門という科目がありまして、その

授業を受けて、実際に夏休みにオーストラリアの大学に研修に行く、そのような授業があったり、あとは留学生向けに、例えば、留学してきた学生に英語で日本の法の基本的なことを教えたり、あと、日本の法制度という日本語で留学生向けの授業を開いたり、そういったものもあると。それからあと、外国語学部との連携をしております、マルチリンガルエキスパートプログラムというのがあります。これは、法学部の学生が外国語学部の語学の授業をとりに行くというものと、それから、外国語学部の学生が法学部の法学、政治学の授業を受けて、国際的に活躍できるような専門家を目指すという、そういうプログラムなどもあったりします。

それから、3つ目でありますけれども、自主的な学習への支援体制ということで、いろいろ学生が自主的に学ぶことに対する支援というのを行っています。済みません、長くなり過ぎてますけれども、もう少しお待ちください。それから、何をやっているかといいますと、青雲会懸賞論文制度というのは、これは同窓会組織と法学部が共催ということになりまして、学生が論文を書いて、これを懸賞論文という形で出すと。それで審査をしまして、よいものについて表彰をすることです。また、法学会学生研究学修支援助成というものは、これは法学会のほうが、学生が、例えば、海外で何か勉強しに行くとか、どこどこに何か調べに行くとか、そういったときに、また資金の援助をしたりすると。また、こうした、例えば留学に行きました、それから青雲会で論文で表彰されました、何かこういうふうな学修支援助成制度を受けて課外活動をしました、そういったことについては、『まちかね法政ジャーナル』という雑誌を法学会のほうで発行しております、そこに学生が原稿を書いて、その成果を公表する、そうした仕組みをつくったりしています。あとは、2014年から法学部自習室というのを大学に設置しまして、そこで朝から晩まで勉強したい学生は、大体15席ぐらいあったかと思いますが、勉強してもらおうと。それからさらに、これは全学の取り組みでありますけれども、大阪大学未来基金という寄附金をもとにしまして、学部学生には自主研究奨励事業というのをやっています。これは2015年からですけれども、学生が何か、例えば、どこかに行って物事を調べて勉強したりだとか、海外に行って調査をしたりだとかいうときに、全学として支援をする、資金援助をする、そういう仕組みもあります。

それから最後でございますが、学生支援体制の充実ということで、まず1つはキャリア支援活動。これはいろいろやっているわけですが、例えば、学生支援室というところが就職したり進学したりした学生から、こういうふうなことをしましたというような活

動体験記を書いてもらって、それを現役の学生に配布するだとか、あと、キャリア支援のために、その先輩の体験談を講演で話してもらおうという、こういったことを法学会、学生支援室などがやっております。さらに、学生の学習支援ということで、例えば、法学会は、1年生の6月ぐらいに、入学して、いきなり専門科目をとっても、高校から大学というのはかなり試験とかも変わってきますので、勉強方法がよくわからないというような学生に向けての講演会を行ったり、あと、残念ながら成績不振の学生とかも出てくるわけでありますが、そうした学生については、教員が面談をしまして、それらの対応を学生支援室で検討するなどといった、そういった活動もしております。

あとは、続きましては入試制度でありますけれども、これは一般入試が主でありますけれども、そのほか、多様な学生確保への取り組みとしまして、私費外国人留学生試験ですね。外国人留学生向けの試験。それから、転学部試験ですね。転部試験。ほかの学部から2年次後半から入ってくると。それから3年次編入試験は他大学からですね。それから、2015年度からは、海外在住私費外国人留学生特別入試というのを設けまして、海外に今いるんだけど、日本に来て大阪大学に入って勉強したいという人向けの入試というのも行われております。さらに、2017年度からは、AO入試が始まりまして、いわゆるAO入試でありますけれども、本学の場合は、センター試験の成績と面接、それから学生が出してきました志望書、そうしたもので、入学者の1割程度をこちらで入学を認めているということになります。

あとは卒業後の進路ということで、こちらは、54%程度が民間企業に就職している。15%は官公庁、12%が法科大学院、それで、7%がそれ以外の大学院ということで、これが2017年度の結果であります。

最後でありますけれども、まず、早期卒業制度ということでありまして、これは2017年度入学者から早期卒業制度を導入しております。これは成績が優秀な学生につきまして、通常より1年早く、3年次でも卒業できて、そのかわり、大学院に進学するということが条件であります。大阪大学大学院高等司法研究科もしくは法学研究科もしくは国際公共政策研究科の、こちらの入試に合格もしているという、そういう学生については3年で卒業して、次、2年間大学院に行っていただく、こういう制度が2017年度の入学者から始まっております。

さらに、これは現在、ニュースなどで話題になっている法曹コースでございますけれども、本学でも、この4月以降の入学生を対象に、法曹コース設置の予定であります。この

法曹コースは法学部と法科大学院との一貫教育を目指す新たな制度でありまして、入学後に登録をして、教員の指導を受けながら所定の単位を取得して、法科大学院の既修者コース進学を目指すというもので、先ほどの早期卒業制度を利用すれば、学部3年、高等司法研究科2年ということで、5年で司法試験の受験資格を得ることが可能になるということですが、これ、まだいろいろ制度設計の段階でありますので、今申し上げられるのはこの程度でございます。

それじゃ、済みません、バタバタでございましたが、私から、学部の教育の現状と課題ということで説明させていただきました。

【洲崎委員長】 ありがとうございます。

次は大学院ですね。よろしく願いいたします。

【仁木】 法学研究科教務委員長の仁木恒夫と申します。

私からは、「大学院法学研究科における教育の現状と課題」というタイトルでご報告させていただきますと思います。

こちらのパワーポイント、あるいはこれをプリントしたお手元の資料をごらんいただきまして、3年前と変わらないと思われる先生もおられるかもしれません。3年前の枠組みをベースに更新しております。今年らしさは、私、口頭で補充させていただきながらお伝えできればというふうに思っております。

本日お話しさせていただく内容、こちら3点、とりわけ、後者の2点になります。博士前期課程、修士と博士後期課程、博士課程の特色、実績、そして課題、この2つに関連して、必要な限りで組織についても最初に簡単にご紹介したいというふうに思っております。

なお、本論は、時間の関係上、かなりめり張りをつけて用意させていただいております。本論で省略しますが、2点だけここでご紹介しておきたいことがございます。

1点目は、上川先生のご報告の中にごございましたように、大阪大学全体のカリキュラムが年度を変わって変更になります。法学研究科、大学院のほうでも、このカリキュラムの枠組みに合わせて、現在再構成中です。ですが、大学院は、専門性を深く学ぶという特色がございますため、このカリキュラム変更の影響を学部に比べればあまり受けないということです。ですので、この点は省略させていただきます。

もう1点、大阪大学は総合大学であること、そういう特色もございまして、学際融合教育科目を用意しております。法学研究科、大学院で学ぶ学生の中でも、この学際的、複合的な教育プログラムをとることができます。そういうプログラムをとりますと、そのプロ

プログラムの修了を得ることができます。きょう、後ほど皆様とお話しいただく大学院生、宮田さん、この方も哲学者なのですが、このプログラムをとっております。学際融合的なプログラムを経験しております。そういう特色もございます。

それでは、本論のほうに入らせていただきます。

まず1番目、組織図です。法学研究科はこちらの緑の枠になっております。法学研究科、大学院の教育は、この3つの講座に所属するスタッフだけではなくて、国際公共政策研究科、高等司法研究科、知的基盤総合センター、それから法政実務連携センターという関連組織の支援・協力を得ながら教育を行っております。これが大きな特徴でございます。

まず、博士前期課程、修士課程のほうからご紹介したいと思います。

法学研究科の前期課程は3つのプログラムで構成されております。総合法政プログラムは将来公務員あるいは民間、または国際的な機関、人によっては研究者と、さまざまな関心を持った学生を受け入れるプログラムになっております。それに対しまして、2番目は早い時期から将来研究者を目指そうという、そういう学生を対象としたプログラムになっております。最後のものは、知的財産法プログラムであります。将来、弁理士になりたい、あるいは民間や行政で知的財産にかかわる実務をしたい、こういうような、少し絞られた関心を持った学生を対象に設けられたプログラムです。この3つのプログラムから構成されております。

さて、この前期課程であります。特色の1番目に、社会学連携ということが指摘できます。こちらは先ほどごらんいただきました組織図の中の法政実務連携センターの支援を受けまして、マッセO S A K Aの協力により、地方自治演習という授業を開講しております。こちらは大阪府の自治体職員の方が、自治体の中で研修を受けるのと同様な形で、大阪大学の大学院の科目を一般の学生とともに、科目等履修生という形で受講していただく、そういう科目であります。先ほど申し上げましたように、法政実務連携センターの協力を得ている授業であります。

もう1つの特徴、知的財産法プログラム。こちらは、知的基盤総合センターの支援を得て運営しているプログラムであります。こちらは、豊中で授業を行う総合コースと、それから、主として、社会人を対象として、交通の便利のいい中之島センターにて、平日の夜間に授業を行う特別コースと、2つのコースから成り立っております。そして、この特別コースのほうは、文部科学省の職業実践力育成プログラムに認定されておまして、こちらを修了しますと、知的財産エキスパート認定証というのが与えられるようになっており

ます。

このように、前期課程の大学院の授業は、法学研究科以外の組織の協力を得ているものが散見するというのが1つ特徴かと思います。

次に、入学実績を見てみたいと思います。前期課程の定員は35名ですが、ここ平成25年度から平成30年度まで、ほぼ充足しているという状況が続いております。

今度は修了実績になります。法学研究科の大学院前期課程の特徴は、留学生を多く受け入れているということもございます。ごらんいただいておりますように、ここ2年は、修了者の3分の1が留学生であります。

修了者の進路はどのようになっているかということですが、先ほどご紹介申し上げましたように、前期課程は、総合法政、研究者養成、知的財産と、非常に広い関心の学生を対象にしている、そういう課程であるということ、そのことを反映しまして、就職する学生が非常に多いということをご確認いただけるかと思います。

次に、今度は博士後期課程に移らせていただきたいと思います。

博士後期課程は、前期課程が多様な学生を受け入れる大学院、そういう場であるというのに対して、従来の大学院のイメージに合致する研究者を養成することを目的とする場になっております。

こちらの入学実績ですが、定員12名のところ、ここ29年度、30年度は、ほぼちょうど充足しているわけではありますが、その前までは、やや苦戦しているということをご確認いただけるのではないかと思います。大学院の旧来の研究者養成という姿からすると、後期課程はなかなか人を集めるのが苦労していたということでもあります。

今度は、修了実績のほうはどうなっているかということでもあります。そもそも入学が少ないということもございますので、修了者の数も多くはございません。さらに、修了した後、この博士後期課程は、最終的には研究者として自立する方を対象としております。研究者として自立できるかどうか、この辺もなかなか難しいところがございます。

最後になりますが、以上、ごらんいただきましておわかりかと思っておりますように、博士後期課程は、ここ2年は定員充足ができておりますが、なかなか学生さん、意欲があつて優秀な研究者を目指す学生をリクルートするというのが課題でありました。そして、自立した研究者として送り出すということもまだ課題かと思われまます。この2つをすぐに手当てするというのはなかなか難しいことでございますし、きょうは前者のどのように優秀な意欲ある学生を研究者として博士後期課程にリクルートするかと、その工夫を若干ご紹介さ

せていただきたいと思います。

1つは、既に申し上げましたように、博士前期課程において、研究者養成プログラムという特化したプログラムを設定していることであります。早くから研究者を目指す学生に対して、このような教育の機会を提供しているということでもあります。また、それ以外の総合法政、知的財産法プログラムがございましたが、こちらから研究者養成のほうに移行する、転プログラムするというのも制度的に可能になっております。博士後期課程に進学するに当たっては、原則として試験で判定されます。試験は論文、語学、口述試験です。ですが、その前期の研究者養成プログラムで優秀な成績を得た学生につきましては、語学の筆記試験は免除するという、そういうふうに行きやすい仕組みをつくっておりますし、また、ロースクールで勉強した学生が途中から研究者になりたいという場合においても、ロースクールで論文を書くという時間はありませんので、ロースクールで勉強した学科試験で研究者のほうに移行できるように、つまりこの博士後期課程で学科試験を用意しております。また、大阪大学の高等司法研究科、ロースクールの授業の中には、そういう学生を想定しまして、外国文献研究という科目も開講しております。

以上、ご報告申し上げましたように、前期課程は比較的広い関心の学生を対象として組み立てられており、そしてまた、今のところ安定しているように見えるかと思えます。他方、本来の大学院の旧来の研究者養成という観点でいえば、博士後期課程が非常に重要になってくるわけですが、ここ2年は比較的入学者が安定してきているところ。しかしながら、まだ安定しているというところまでは行っていないのではないかなというふうに考えております。先生方からも種々ご助言をいただければと思います。

私からは以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【中山】 学生も入ってきます、これから。お食事をしながら報告してもらったり歓談という形で進めます。

(食事配膳)

(学生入室)

【林】 ちょっと不規則発言ですけど、京大での研究者養成支援施策も伺えればありがたいと思えます。博士後期課程の研究者を念頭においておりますが。

【洲崎委員長】 はい。まず、京大の場合は修士の定員の充足が難しい。実定法関係は法科大学院経由で来てほしいと案内している関係上、修士課程は基礎法や政治が中心にな

ります。その基礎法や政治の研究職志望者が最近減っていると。進路として大学教員が人気なくなっているという、そういうことなのかもしれないです。「大学冬の時代」ということでしょうか。そのため、定員充足には留学生頼みというところがあります。法学研究科だけではなくて、理系なんかでもはっきりそういう傾向が出ていて、留学生が来てくれないと定員が埋められない。しかし、実際に日本人と留学生が同じ授業に出ていると、研究者養成の授業もしづらいというところがあって、法学研究科もそうなんですけれども、他部局でも同様の問題があるということを知っています。特に法学研究科の修士課程では、まずは外国文献が読めるようになるためのトレーニングが求められますが、留学生が授業に参加していると、留学生についてはまず日本の文献をちゃんと読めるようになりましょうということになって、授業の運営に非常に苦勞するということがございますね。博士後期のほうは、3年ほど前に定員を30名から24に減らした関係で、定員充足問題がそこまで深刻にはなっておりません。

【林】 わかりました。

【洲崎委員長】 今伺ったお話では、修士課程に留学生が結構おられるということでしたが、私の目からしますと、逆に日本人の大学院生がたくさんおられるということに驚きました。これは知財法プログラムで、夜間で来られている、というところが大きいのでしょうか。

【仁木】 それも含めて。

【洲崎委員長】 京大では、社会人の方に夜来ていただくということが困難であることから、日本人の院生の募集に苦しんでいるというところがございます。

【林】 司会にいきなり振ってしまって、これは明らかにイレギュラー行動をしてしまいました、済みません。お弁当は今、配膳中ですかね。順次到着した分から、どうぞお召し上がりいただいたらと思いますので、以後は学生の皆さんも含めてご飯をお召し上がりになりながら歓談していただいたらと思いますので、どうぞ、お開けください。済みません、ちょっと議長に対しての越権、ごめんなさいね。

【洲崎委員長】 いえ、私の方でも、修士課程に、日本人の学生さんがどのような形で来られているのかということ、まず忘れないうちに質問したかったですから。

【林】 そうおっしゃっていただきますと、フォロー、助かります。

でも、知財プログラムも1つの柱で、相当数来られていますよね。マスターの学生というか、知財プログラムで。

【青木】　そうですね。知的財産法プログラムは、先ほど教務委員長のほうからご紹介差し上げたように、昼のほうのプログラムと夜のほうのコースがあるということなんです。昼のほうは、わりと普通の修士課程と同じように、日本人の学生さんと外国、特に中国の学生さんが多くいらっしゃっています。一方、夜間のほうは、ご指摘のとおり、日本の学生さんというか、社会人の方が大半、7割ぐらいですかね、いらっしゃっています。弁護士や弁理士の方がリカレントという形でおいでになるケースも多いですし、ちょっと先ほどお話を聞きながら、自分でもリストにして見ていたんですけども、従前なかなかいろんな仕事の方がお見えになっていまして、お医者さんであるとか、ほかの大学の教授の方であるとか、薬剤師さん、司書の方、あるいは学校の先生とか、そんな方なんかもいらっしゃっています。

私も夜のほうの講義を担当してはいるんですけども、むしろいろいろ教えていただくことが多いぐらいでして、薬事法に関しては薬剤師さんのほうがよっぽど詳しいとか、あるいは、特許のこういう化学の問題だということ、技術者の方なんか、「実はこれなんです」と持ってきてくださったりとか、私のほうも大変勉強になるような、非常に興味深い講義ができていかなと思っています。

【林】　ありがとうございます。

【洲崎委員長】　それは中之島で開講されているんですか。

【青木】　そうですね。

【洲崎委員長】　地の利を生かしておられるということで、うらやましい。

【青木】　若干、大変だとすると、中之島は微妙に駅からのアクセスが悪いところもございまして、ちょっと大変なんです。ただ、豊中に来ていただくよりは社会人の方がおいでいただきやすい。あるいは、昼にちょっと授業を受けにくい普通の学生の方なんかも夜の講義に来ていただいたりしております。

【林】　司会司会と言いながら申しわけないですけど、学生さんのやつで……。

【洲崎委員長】　そうですね。

【林】　段取りとしては、順次一言ずつ感想等をお願いするということですよ。済みません。

【宮田】　1人当たり5分ぐらい自己紹介をしてからという……。

【林】　では、できる人から順番に。話さないとご飯も緊張して食べられない。まず済ましたほうがいいのかもしいですね。どうぞ、出番がまだの人はしっかり食べてくださ

い。あ、そうは申しても難しいでしょうか。

【宮田】 お食事のところ申しわけないんですが、簡単に自己紹介をさせていただきます。私、名前、宮田賢人と申しまして、所属は法学研究科の博士後期課程の3年次に所属しております。あと、もう1つの所属がありまして、これはすぐ後で説明しますが、超域イノベーション博士課程プログラムという阪大が採択されているリーディング大学院の教育プログラムにも所属しております。

大学院生ということで、専攻は法理学、法哲学という分野を専攻しておりまして、研究テーマとしては、ほんとうにごく簡単に申し上げますと、安楽死みたいな道徳的判断に困るような事例において、どのようにして人は道徳的判断をするのかと。その判断に対する、まず答えがそもそもあるのか。そして、その判断をどういうふうに行っているのかということについて、哲学的に検討するというのをしています。

そして、先ほど述べた超域イノベーション博士課程プログラムというのに参加していますというのを申し上げましたが、それはどういうプログラムかということ、ほんとうにこれ、説明し出すとかなり時間がかかるんですが、ごくごく簡単にご説明いたします。

この超域イノベーション博士課程プログラムというのは、5年制の文理融合型教育プログラムになっていまして、要するに、阪大の大学院、全ての全学から学生を集めて、その学生たちに同じようにコースワークを提供するというような教育プログラムになっています。5年制のコースワークの中でどういったことをしているかということ、済みません、その前提の前に、2つ研究科とコースワークに参加しているので、大体月曜日から木曜日、あるいは土日は研究科での講義に参加したり、あるいはゼミナールに参加したり、自分の研究をしたりということをしていて、毎週金曜日に吹田キャンパスのほうでこのコースワークに参加する、あるいは土日、たまに参加するという形の学習活動を行っています。

具体的にどういうコースワークになっているかということ、これもごく簡単ですが、座学ですね。この座学は、工学だったり経済学といった、自分の分野に関係ない分野を全体的にオーバービューできるような形で、つまみ食いしながら学ぶというような形で座学と、あと、その座学後、1、2年、3年ぐらいで勉強するんですが、その2年、3年、あるいは4年次ぐらいには、ところどころで、例えばフィールドスタディー、自分の、日本とは違う文化圏に行って、しばらく滞在して、そこで学習するというような、僕の場合は東ティモールに2週間ほど行きました。あと、3年次には、Project-Based Learning といって、企業であったり、あるいはNPO・NGOの方が提供してくだ

さった課題に対して、大体3人から4人、あるいは5人ですね、専門が違う人たちと一緒にになって与えられた課題を解決するというようなProject-Based Learningというものをしました。私の場合は、神戸の環境系NGOの方が関西JICAで行う廃棄物処理研修の研修内容を一緒に考えてほしいというようなことで、グループになって取り組みました。

あと、もう1つ挙げるのは、これは4年次に行ったインターンシップなのですが、これは半年間ぐらい、3カ月から1年の間の期間で、どこでもいいから日本でもいいし、海外でもいいし、自分の研究関心に合ったところでインターンシップをしてこいというようなコースワークが含まれていまして、私の場合は、太平洋のミクロネシア地域の島国であるパラオの環境系NGOで5カ月間インターンシップをしてまいりました。おそらく多分、このインターンシップがほかの法学研究科の学生と比べたらかなり独特な活動をしているところだと思うので、ちょっとだけ簡単に、詳しく立ち入ってご説明したいと思います。

まず、そもそもなぜパラオでインターンシップをしようかということ考えたかなんですが、その背景としては、自分自身のまず研究関心とのつながりとしては、価値判断の文化的相対性というものにすごい関心を持っていて、このテーマについては、博論の中でも、間接的ないしは直接的に取り上げる予定です。ですので、そういったものを直接パラオというフィールドでいろいろ考えるきっかけとなるような素材を手に入れられればなど思ったのがまず1点と、あともう1つは、法整備支援というものですね。いわゆる、先進国が発展途上国の法整備の改革を援助するというような、そういったプロジェクトがここ最近すごい世界的にも日本もかなり行っていて、そういった動向に少し関心がありまして、それで博士論文を出した後、博士号をいただいた後の研究に何らかの形でこの法整備支援を考えたいなという思いがありましたので、ですので、この機会をきっかけに、パラオで何かしらの洞察を得られればなど思ってインターンシップをパラオで行いました。

そこで具体的にどういうことをやっていたかなんですが、環境系NGOでのインターンシップだったので、NGOのお手伝いをしながら、例えば子供向けの環境教育キャンプのお手伝いを一緒にご飯とかをつくったり、使う施設の掃除をしたり、そういったほんとうに雑用をやりつつ、これが環境教育キャンプの内容なんですけど、こういう形で森林についてとか、あとは漁について、パラオのおじいちゃんとかが子供に教えるというのがこの内容なんですけど、そういうお手伝いをしました。

一方で、そのお手伝いをしながら行っていたのが、ちょうど私が滞在していたガルアロ

ン州のオレイ村に滞在していたんですが、このガルアロン州に新しく州の漁業規制が、僕がここのオレイ村に行ったのは去年の話なんです、だから、3年前ぐらいですかね。3年前ぐらいにできて、それで、いまだにちょっと漁業規制を巡ってコミュニティーの中の対立があったということがわかったので、その漁業規制の立法過程と、そしてパラオはかなり昔から漁労をなりわいとして成立してきたコミュニティーですので、漁労に関する慣習的な知識というものが、その当時の州の漁業規制の立法過程にどういふふうにかかされていたのか。生かされていなかったらば、どういふような形で生かし得ることができるのかということを考えるということ、調査するということを目標にインターンシップを行っていました。

ですので、そういった過程の中で、これは村で滞在していたときの、皆さん漁師なんですけど、この漁師の人とかにすごいお世話になって、こういったサマーハウスと言われる待機所みたいなところで、時間があつたらそこに行つていろいろヒアリングしたり、あるいは、これは一番面倒を見てもらった一番仲がいい漁師の人なんです、この人に漁に実際に連れていってもらつて、一緒にこういうふう漁をしたりという、そういうような活動をしていました。

結局のところ、この滞在の中で、これからの、今自分自身が書いている博士論文を発展させるための洞察をすごい得られましたし、またあと、実は3月にもまたパラオに行く予定で、今後も長いようにというか、定期的にパラオに行つて、何かしらの形で自分の研究とパラオ、パラオで自分自身の研究を発展できるような形で研究していきたいと思つているところです。

済みません、ごく簡単で、ちょっと乱雑になりましたけれど、以上で私の大体の自己紹介となります。(拍手)

【洲崎委員長】 4人ともまずお話を聞いてから。

【林】 まずお話ですね。よろしいですか。

【洲崎委員長】 はい。

【清田】 こんばんは。私は法学部法学科2年の清田紗希と申します。

私は、大阪大学交渉学研究会というサークルに所属しています。本日はその活動の紹介になります。その紹介をしたいと思つています。

毎年大阪大学の交渉学研究会というものは、ふだんは、交渉と仲裁という大きく分けて2つの活動があるんですけど、その2つの大会が毎年上智大学で行われていて、そこに参

加しています。大阪大学はそこで優勝することを目標としてふだんの活動を行っています。

交渉と仲裁についてなんですけれども、まず交渉というものが、ハーバード流交渉術で必要とされている7つの要素がありまして、それが、基準が、まず1つ目が人と問題を切り離すこと、2つ目が立場ではなくて利害に着目すること、3つ目が双方にとって有利な選択肢を出すこと、4つ目が客観的基準というものを相手方に示すこと、5つ目がよいBATNAとって、BATNAというのは、もしその相手方と交渉が決裂した場合に、ほかにとり得る手段があるよということを示すということと、6つ目が確約ですね。合意をするときの仕方というものを工夫することで、最後7つ目がいいコミュニケーションの仕方を工夫することという7つの基準に従って、ふだん交渉というものを、ふだん研究というか、練習をしています。

仲裁についてなんですけど、こちらは上智大学でやっている大会ですね。大学対抗コンペティション、INCといいます、では、準拠規範として、ユニドロワの国際商事契約原則というものを使ってやっています。ここで、その解釈、法律の解釈をふだんは練習して、解釈をどうやってして、規範をしっかり自分で立てて、それに対して当てはめをして、弁論をするという練習をふだんはやっています。

今年度なんですけれども、今年は12月1日と2日に上智大学で2日間行われまして、国内外の大学が23大学参加しているんですけれども、ここに参加してまいりました。INCというものでは、架空の2カ国間に存在する2つの企業の間で国際的なビジネスの課題というものが設定されていまして、ここに、英文契約書というものを含めて、大体50ページほどある問題文があるんですけれども、その中に交渉と仲裁、それぞれの問題が含まれています。

例えば、交渉でしたら、レッド社とブルー社という2つの会社があるんですけれども、そこにそれぞれに共通する情報に加えまして、各会社で所有する秘密情報というものが与えられます。この与えられた情報というものを、相手に伝えていい情報とそうではない情報というものをうまく分けて、先ほど申し上げましたハーバード流交渉術の7つの基準とから従って、相手方にうまく交渉していくという大会です。

仲裁はそうではなくて、仲裁人として、実際の実務家の方々が審査員としていらっしゃるんですけれども、そこで私たち出場者というものは弁護人団として、それぞれレッド社、ブルー社の代理人として弁論を行います。

今年度では、総合としては4位に入りまして、日本語の交渉部門で優勝することができ

ました。

この優勝するために、ふだんの活動としては、まず、学内では法学部の開講科目であるネゴシエーション基礎という授業がありまして、ここには、本年はOBである河浪先生という方のご指導のもと、ふだん実践的なトレーニングを通して交渉と仲裁について理解を深めることができました。

また、学外でしたら、上智大学や京都大学さん、あと同志社大学さんなどと一緒に交流戦というものを通して、実際にパフォーマンスを練習するということを行ってまいりました。

私の活動は、INCという大会に向けて、ふだんそういう交渉と仲裁というものを練習するという枠組みなので、特に写真などを用意することができなかつたんですけども、私の自己紹介は以上になります。(拍手)

【SCOTT】 皆様、こんばんは。私はカナダから参りましたザックと申します。昨年から国費留学生として法学部国際公共政策学科に在籍しております。

初めに私の今までの活動や経験について少しお話しさせていただきます。

私は2013年、国際ロータリーの交換留学生として宮崎県延岡市に1年間留学しました。初めて日本の地を踏んだときには、現在のように大阪大学に進学することは想像もしていませんでした。少しずつ日本語が話せるようになり、ホストファミリーや友人のおかげで日本の文化・歴史など、さまざまなことに興味が湧いてきました。結果として非常に充実した1年間の留学生活となりました。

そして、2014年にカナダに帰国してから2年間、高校生活を送りました。2015年当時、地元教育委員会の学生会員として活動していた際、教育省により、カナダ北部、約200万人の学生の代表に任命され、政府の教育政策や予算について議論に参加することになりました。全国から集まる私たち学生代表の意見によって政府予算も含めた検討がなされるため、責任も大きいですが、大変やりがいのある役割を経験させていただきました。

2016年9月、私はオタワ大学の国際関係学部に入學し、紛争解決学と人権論を専攻しました。現地では学内外を問わず、大学の友達と学術的に豊かな議論を交わす素晴らしい時間を過ごすことができました。

ただ1つ、充実した日々を過ごす中でも、私には常に日本への思いがありました。2013年、留学中に訪れた長崎原爆資料館が心に深く刻まれていたのです。その際に感じた、

「二度とこのようなことが起きてはいけない」という思いが、将来外交官の仕事につくことを決意するきっかけとなりました。

カナダの大学で学びを深めることには大きな充実感を感じていました。しかし、自分の目標である外交の仕事について、このまま母国で学び続けること以上に、もっとチャレンジできることがあるのではないかと感じ始めました。時には困難があるかもしれないけれど、可能性を広げる方法があるならチャレンジするべきだと自分を鼓舞する気持ちもありました。日本への思いとチャレンジする気持ちが重なり、私は日本国文部科学省の奨学金制度に応募することを決心しました。そして、幸いにも国費留学生としての奨学金が認められ、2017年、オタワ大学を離れ、再び日本の地を踏むことになりました。

大阪大学箕面キャンパスで1年の日本語コースを終え、2018年、大阪大学法学部国際公共政策学科への入学が認められました。

今期は、法学部国際交流相談室でのアルバイトの機会をいただき、世界各国からの留学生と出会う機会にも恵まれております。大阪大学に入学した4月より、外交問題に特化した東京のシンクタンクにインターンとして活動する機会を得ました。主に、文書翻訳を担当していますが、日米両国の政治家にかかわる文書、原子力エネルギー政策に関する文書、辺野古基地に関する沖縄政府との共同作業のための文書など、難しいことも多くありますが、日本語のみならず、有識者の方々や、同じくインターンとして携わるチームメンバーの作業はかけがえのない経験となっています。

現在、このような活動は一個人が個人的に探し求め、得た結果に過ぎません。しかし、大学の教育環境を改善することで、もっと身近にこういった知的想像力を拡大する場を設けることができるのではないかと考えています。そのために何ができるかを本日お話できることを楽しみにしております。ありがとうございます。(拍手)

【荒川】 最後になるんですけれども、大阪大学法学部国際公共政策学科3年の荒川香織と申します。よろしくお祈いします。

私からは、大学間交換留学でどのようなことを経験したかということをお話しさせていただきます。

私は、学部2年生の夏から1年間、3年生の春まで、カナダのほうに留学させていただきました。カナダは、あまり聞きなれない名前かもしれないんですけれども、マックマスター大学という大学に行きました。マックマスターなんですけども、トロントから車で1時間ほど離れた町の小さな町にある大学です。そこの社会科学学部ですかね、日本語訳す

ると、の特に政治科学について学習してまいりました。

キャンパスなんですけれども、こんな感じで古い伝統のあるキャンパスと、あと、新しい近代的な建物が入りまじっているようなキャンパスでした。

1年の流れなんですけれども、開始時期はもちろん日本と異なって、9月から始まるんですけれども、カナダの学期がかなり特殊でして、1学年が4月までで終わってしまうようになっています。なので、9月から12月の短い間が1学期目、1月から4月までが2学期目というふうに、1年間で8カ月しか大学に通わないという仕組みになっています。なので、5月から8月までが長い長い夏休みというふうな仕組みになっていました。

なので、日本と一番違うなと思ったのは、やはり学期が短いので、全ての勉強が短い期間に凝縮されているというのが一番の違いでした。さらに、「Reading Week」と書いているのが1週間の休みになっています。建前としてはReadingなので、「皆さん、教科書を読んでくださいね」という学習の時間としてあいているんですけれども、というよりも、どの学生も結局はリフレッシュの期間として使っているんですけれども、短い期間の中でさらに1週間の休みが入ってしまうというかなりびっくりするような学期の構成ではありました。

私が履修した科目なんですけれども、前期に3科目、後期に4科目ですね。済みません、何か1つ抜けてしまっているんですけれども、後期、4科目履修させていただきました。日本だと十何科目といった科目を履修するのが一般的だと思うんですけれども、カナダのほうは、1学期間で3から5科目を履修するようというふうに言われていました。私が主に学んだのは政治ですね。国際政治を特に重点的に学んでいました。その中にカナダの政治であったりカナダの憲法を学んでみたりというふうな感じで学んできました。

私が交換留学に行った最大の目的というのが、国際関係論であるとか紛争解決というところに興味があったので行かせていただいたんですけれども、日本で学ぶ以上に、やはり、欧米で学ぶとそういう分野が発展しているので、紛争解決であるとか平和学といった科目がかなり充実していたなという印象があります。なので、自分で好きな科目を、ほんとうに学びたい科目を学ぶことができた1年間だったなというふうに感じています。

何個か学習環境みたいなものを見せたいなというふうに思って写真を持ってきたんですけれども、こちらがカナダの図書館の中の様子になっております。図書館が、小さいキャンパスなんですけれども、中に4つありまして、そのうちの2つが、テスト期間というのを関係なく、毎日24時間開館されていました。その中にもこんなふうに、自習のスペー

スであるとかパソコンのスペースがかなり多くありまして、たまにおもしろいのが、左側にちらっと写っているのが自転車をこぐマシンなんですけれども、リフレッシュしながら勉強できるようにということで、自転車のマシンの前に机がついているというものも、図書館の中にポンと置かれていたりしました。

そのほかにも、図書館以外にも、こういう吹き抜けのスペースであったりとか、廊下に机が並んでいるであったりとかという形で、日本の大学ではあまり見ないようなスペースに勉強スペースが準備されている環境でした。

カナダなので寒かったんですけれども、留学生というと、キャンパスの中に学生寮があって、そこに住むんじゃないかと思われると思うんですけども、カナダの場合は学生寮のほうが割高という、少し変わった環境でした。なので、ほとんどの留学生が学外のシェアハウスをするという形になっていました。

最後に、そこで私が出会った人たちなんですけれども、小さい町の小さい、大きいのは大きいんですけども、ちょっとニッチな大学に行ったので、運のいいことに、日本人学生がほとんどいない環境でした。この写真の中にも日本人は1人しか、私しかいなかったんですけれども、周りを見渡して、アジア人はたくさんいるんですけれども、ほとんどの人が中国人という形で、日本人がほんとうに、大阪大学から行っていたほかの3人以外はいないという形で、1年間ほんとうに英語漬けの生活を送らせていただきました。

ざっくりになるんですけれども、以上で私の自己紹介とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

【洲崎委員長】 どうもありがとうございました。

議事次第によれば、学生との懇談ということになっていますから、我々外部評価委員が彼、彼女たちと質疑応答するというので、それでよろしいんですかね。では、そのようにさせていただきます。

外部評価委員の先生方、ご質問がございましたら、ご自由に。

【亀岡委員】 発表、どうもありがとうございました。

伺った話はかなり大学の外の話が多かったような感じだったんですけれども、今回、法学部、法学研究科の評価ということなので、ちょっと大学の話も聞かせていただけたらと思います。

私が伺いたいのは、皆さん、法学部、法学研究科を選んで入ってこられたわけなんですけれども、その際の期待に合った勉強や生活ができているのでしょうかということと、そ

れに関連して、大阪大学に入って満足されているのかどうかを最初にお伺いしたいと思います。荒川さんは海外の大学を経験されたので、特に比較してお話を伺えばありがたいと思います。

【荒川】 いいですかね。何か先生方の前で何とも言いにくい感があるんですけども、多くの、特に国際公共政策学科の学生の意見ではあるとは思うんですけども、やはり、政治、経済、法律、全て学べるということを期待して入学はしてきてはいるんですけども、特に1年生、2年生のころ、法律科目が多いなという印象はかなり受けました。特に、「国際」とついてしまっているの、皆かなり国際的な何かを期待して入ってくるんですけども、そこもなかなか授業の中では難しいのかなというのは少し感じました。

ただ、私自身は入学してほんとうによかったなと思っていて、というのも、一番大きいのは、この学科だと2年生からゼミが始まるんですけども、私はほんとうにいいゼミに恵まれたなというふうに思っていて、ゼミではほんとうに自分がやりたい勉強を、ほんとうに周りも意欲のある学生に囲まれて、すごく丁寧に指導してくださる教授にも恵まれて、すごくいい環境でやらせていただいているなというふうに思います。3回生になってから、かなり履修できる授業も増えましたので、入学する前に期待どおりの授業はとれているかなというふうに思います。

【SCOTT】 私はまだ1年生なんですけれども、大阪大学に入ってから、一般教養の授業が多くて、さっきおっしゃったように、法律の授業も結構多いんですけども、周りの学生も、そういう国際的な観点から授業を求められているのではないかと考えています。日本に来る前に、半年だけですけども、カナダの大学に通っていて、大きな違いというと、評価する方法です。多分、大阪大学法学部に入ると、期末試験が主な評価となりますが、カナダでは、発表とか、つまり、ほかの学生と議論して、ディスカッションしてレポートを書いたり、発表したり、そういうインター……。

【洲崎委員長】 わかります。

【SCOTT】 済みません。日本語能力が。

【洲崎委員長】 日本では、法学では筆記試験で評価するというのが定番というか、それが一般的なので、多分、外国からいらしている方はまずそこが戸惑われるのではないかなという気がします。

【SCOTT】 授業の内容をより深く理解するために、そういうディスカッションとかを行うなどいいなど、個人的には思っています。

【亀岡委員】 どうもありがとうございます。

【清田】 私は法学科に入学したのは、ちょっと法律のことを知れたらいいなという、わりと興味本位で入ったんですけど、思っていたより自分が知らない法律がたくさんあって、開講されている科目というものを自由に選んでとれて、法学科は3年生でとるゼミ以外は必修がないので、そこは自由に選べてとてもいいなと思っています。

それと、授業によっては、その先生が専門とされている中で、研究していてこういう話があってとかいう裏話みたいなものを聞けるところが、教科書だけじゃなくて、実際に研究をやっているどのようなことがわかっていくとか、そういう感覚というのを聞けるのはすごくいい機会だなと思っています、その中からまた自分の興味を持てる学問をもうちょっとやってみようかなと思えたりするところがすごく楽しいところだと思います。

【宮田】 じゃ、ちょっと院生の視点からということなのですが、大阪大学に来てよかったと思うこと1点としては、文献購読が比較的充実しているかなという印象がありまして、やっぱり研究者の生命線といったら外国語文献を的確に読む能力だと思いますので、私自身も研究の中で、英語とあとドイツ語を基本的に使うものですから、その点で見ると、大阪大学の法学研究科のコースワークの中で、ドイツ語をしっかりと読むとか、あるいは英語をしっかりと読むというような授業が開講されているということは非常に勉強になりましたし、ありがたかったなというふうに思います。

一方で、改めて振り返ってみてちょっと後悔しているのは、やっぱり大阪大学は総合大学ですから、ほかの研究科にもすごい優秀な先生とかすごい魅力的な先生がいらっしゃる中で、もう少し修士の間にいろんな研究科に足を伸ばして、いろんな先生とお知り合いになっておけばよかったかなという点があります。そういったほかの授業を探す上で、シラバスの提示の仕方とかは意外と大事だと思うんですけども、だから、自分でインターネットで調べるというのももちろん可能ですが、その手間をさらに省いていただけるような形だともっとよかったかなというのは感じて。その2点で。

【亀岡委員】 ありがとうございます。

【洲崎委員長】 ほかに、いかがでしょうか。

【本屋委員】 僕は話を聞いていて、すごい自分が大学入るのって全然何も考えずに入ったし、何も考えずに大学生活を過ごしたような気がするんですけど、皆さん、いろいろ将来のこうなりたいとかいうことで大学に入ったとして、それがそういう目標に対して、今の大学でやっていることというのはすごく役立っていると思うのか、もうちょっとこう

いうところがやっぱり要るよねと思っているのか、その辺のどこを教えてもらえたらありがたいなど。

【荒川】　そうですね。私は、ほんとうに周りの学生に比べても、はっきりとした目標を持って入ってきたほうなんですけれども、でも、その中でも、私の目標というのが、将来的には国際機関で働きたいというのが目標で入ってきてはいるんですけれども、私もともと大学で勉強することが直接的に将来の仕事につながってほしいと思っていたわけではないので、大学ではほんとうに勉強がしたいと思って、できるだけいろんなことを勉強して、そんなことを言ってしまうと高校の数学なんて国際機関、要らないんじゃないかとなってしまいますので、私はほんとうに視野を広げるために、いろんなことを勉強できる環境であればいいかなというふうに思って入っていったので、その点では満足しているかなと思います。

【SCOTT】　私は外交の仕事に興味があって、そのためにいろんな勉強ができればいいなと思って大阪大学に入りましたが、まだ1年生なので、これからいろんな授業をとって将来に向かっていきますが、やっぱり教室で学ぶことと大学以外、社会で学ぶ機会も大切だと思いますので、大阪大学がそういった大学外のインターンシップとか、そういう経験のサポート機能があればいいなと思います。

【本屋委員】　ありがとうございます。

【清田】　私は大学に入学したときは、特にこれといった、具体的にこういう仕事につきたいとか思って入ったわけじゃなくて、法律系に進むか公務員に進むかぐらいで入ってきたんですけど、とにかく知識、自分が全く知らないことに関しては興味も持ちようがなかったもので、まず1年生の間は、一般教養科目とかで、とにかく視野というものを広げるために、浅く広くという感じでいろいろ知って、2年生になって、法律とか政治とか、ちょこちょこですけど、そういうのをとって、その中で、だんだんちょっとこういうのだったらまた興味を持ってそうだなという感じで、あと、入っているサークルのOBさんとかで実務家の方々がいらっしゃるので、そういう方からお話を聞いて、そういう自分の知識というものを広げるという意味では、すごく役立っているのかなと思っています。

【宮田】　私は院生なので、ある程度研究したいというテーマを持って研究科に入ってきてはいるんですが、それでもちょっと先ほど話したように、超域イノベーション博士課程プログラムというプログラムに入っている中で、例えば海外とか、ほかのいろんなあと、違う分野の人とか、あるいはNGO・NPOの人とかと話す中で、もっともっと自分の研

究テーマの広がりを感じるというか、そういう意味では、もしかしたら研究科でずっと研究しているのも、それはそれで楽しかったかもしれないんですが、もしかするとそうなる
と、やっぱりかなり視点が限られていたのかなという気はします。だから、そういう意味
で今の活動には満足しています。

【洲崎委員長】 どうもありがとうございました。

ちょっと私から技術的なところで確認したいところがあるんですけども、超域イノベーション博士課程プログラムというのは、大阪大学の大学院生であれば誰でも参加できるのでしょうか？あるいは、法学研究科がそのリーディング大学院のプログラムに参加していることが条件となるのでしょうか。そうではないのですかね？どの研究科の院生であっても、そのプログラムに参加できるのですかね？

【宮田】 はい。応募資格はあります。

【洲崎委員長】 仮にそのプログラムを修了した場合は、学位記に何か書かれるのですかね。

【宮田】 そのプログラムを修了しましたという、認定証がたしか……。

【中山】 通常の学位記に、1行付記されます。

【洲崎委員長】 やはり付記されるのですか。

【中山】 超域プログラムは京大の思修館に当たるもので、阪大の場合、慶応などに似ているんですけど、全学の部局から学生を集め、工夫を凝らした面白い試験を受けてもらい、10人ぐらいを選抜してという形にしています。独立した別の大学院をつくらずに、学位に超域プログラムも修了しましたということを付記する、そういう建つけで設計されております。

【洲崎委員長】 それからもう1つ、荒川さんに伺いたのですが、7科目、カナダで勉強されたということですが、その単位は、大阪大学の卒業単位として認定はしていただいたということですか。

【荒川】 はい、全科目認定していただきました。

【洲崎委員長】 2年生で行かれたのですか。

【荒川】 そうですね。4年間で卒業できる計算にはなっています。

【洲崎委員長】 あと3回生と4回生で頑張れば、4年で卒業できるのですね。

【荒川】 そうですね。ただ、やはり、向こうで7科目しかとっていないので、ただ、

1つの授業は大阪大学の1つの授業と同じ扱いを受けるので、大阪大学でもっとたくさん単位がとれるところを、私は1年で7単位しかとらなかった、7科目しかとらなかったという仕組みにはなってはしまうんですけども。

【洲崎委員長】 時間数とかを配慮して、例えば、カナダでは3単位だけれども、この時間数でいくと、日本では4単位に当たるから4単位認定するとか、そういうことはされているんですか。

【荒川】 そうですね。

【林】 そういう時間数とかにつきましては、どうぞ、上川先生……。

【上川】 時間数割りですね。だから、もちろん、向こうで頑張ったわりには意外に少ないというふうに思うと思うんですけどね。

【荒川】 おそらく、仕組みが違って、完全に向こうは授業外学習を重視しているので、週に1コマ50分とかなんですね。1コマ50分を週3回なので、授業時間的には日本と変わらないんですけど、それ以外で、例えばリサーチの時間があったり、日本以上にペーパーを書かせたりというところで、多分向こうだと、より多い時間勉強したみたいな形にはなるのかなと思います。

【洲崎委員長】 どうもありがとうございます。

ほか、先生方で、これは聞いておきたいということがございましたら……。

【岩井委員】 交渉と仲裁というお話をいただいて、わりと職業柄そういうところに興味があるんですが、私なんかは、あんまり大学にいたころに、交渉術を理論立てて学んだ経験がありません。大学で勉強する、研究するというのは、例えば憲法と民法、商法とか、そういう法律がどんなものであって、どういう解釈になっているのか、そういうことを学ぶというようなイメージがあったんですけど、交渉とかそういうことを学問的にやるということがおもしろいから、例えば、商法を勉強したり研究したりしてみようとか、そういうインセンティブというか、関係というのがあるのでしょうか。

【清田】 交渉・仲裁を学ぶことと、法律を学ぶことの関連性ということですか。

【岩井委員】 そうそう。さっきちらっと、大学に入るときにはあんまり考えていなかったけれども、サークルに入ってサークル活動をやっている中で、「じゃ、こういう法律も勉強してみようか」というようなことを考えられたという趣旨の話もあったようにも聞こえたんですけども。昔から大学で勉強されていたような学問に対する興味と、どっちかという、実務的な話なんですかね、交渉とか仲裁とかというのに興味を持つということと、

何か関連性があったのかということです。

【清田】 関連性があるかないかでいったらあると思うんですけど、もちろん、入ったときは規範として、「三段論法って何？」みたいな感じだったので、実際、仲裁というときに、授業も聞いてはいたんですけど、理論的に説明をされるのと、それを実際「やれ」と言われるのではやっぱり、「やれ」と言われたほうが入ってき方が、理解度というものが全然違うくて、サークルとして活動をふだんはしているので、先輩やOB・OGさんが実際に教えてくださって、実践の場で自分なりに立てた三段論法という考え方を使って弁論してみると、「いや、ここはこうだよ」みたいな、「規範がそもそもちゃんと立てられていないよ」みたいな、そういうことを教えてくださったりして、そこでもう1回、またいろんな疑問が出てきて、実際、ユニドロワという規範、法律書があるんですけど、それがわりと日本の民法に近いものなんですけど、だから、ユニドロワにまず興味を持って、そこを勉強していて、OBさんから、日本の民法だとかこうこうこうという判例があつてねという話を聞いたりするんですけど、「その判例、知らないな」みたいな感じで、「じゃ、民法やってみようか」という感じではつながっています。

【洲崎委員長】 どうもありがとうございました。

大体、学生の方への質問はこんなぐらいでよろしいでしょうかね。

議事次第では、質疑応答、意見交換とありますけれども、そうすると、この後は、外部評価委員と先生方との間での質疑応答ということになるかと思いますが、どこからでも結構かと思えますけれども、でも、順番でいくと、最初、法学部の教育の現状と課題、その後大学院の教育の現状と課題ということでお話をいただきましたので、その順番でよろしいですか。

【林】 結構です。その前提で、学生さんたちは、ひとまず予定では7時10分には退出ということで。

【洲崎委員長】 もう全部お召し上がりになられましたか。

【林】 大体終わりました。

【洲崎委員長】 よろしいですか。荒川さん、大丈夫ですか。食べてください。

【林】 残していったらもったいないので。

【洲崎委員長】 持って行っていただいても。

【林】 持って帰っても。せっかくなので。もちろん、これからのやりとりが秘密とかそういう趣旨じゃないんですけど、学生のみなさんにはここで退席をお願いしたいと思い

ます。

【洲崎委員長】 そうですね。

【林】 それでは、ちょっと恐縮ですけども、4人来てくれましたので、拍手だけお願いいたします。(拍手)

【洲崎委員長】 どうもありがとうございました。

(学生退室)

【林】 それでは、先ほど議長がおっしゃっていただきましたような形でお進めいただけたらと思います。

【洲崎委員長】 それでは、法学部の教育の現状と課題に関して、質疑応答に移らせていただければと思いますが、いかがでございましょうか。質問がございましたらご自由に。

【岩井委員】 じゃ、今日は、いろんな情報がたくさん入ってきて、まだ頭の中できちんと整理ができていないんですが、私が学生のころと比べて、かなり充実したというか、手とり足とり、いろんなサービスが提供されているなというような印象は受けました。その中で、先ほど体験談も出ましたけど、留学について、外国へ留学する人が非常に増えた。それは成果というか、良いことだと思うんですけども、留学に行った人が、行かなかった人と比べてここがこういうふうの良いんだ、というような検証というか、そういうことはされているのでしょうか。先程、学生さんの側からは、留学先の大学と比較をして、留学先の大学はこうだったから、私はこういうメリットを受けた、あるいはデメリットがあったということをおっしゃっていたんですけども、大学側としてそういうことを検証して、どこに問題があって、どこが良いんだと、あるいは、ここが良いから留学制度を続けるんだ、というような検討はされているのでしょうか。

【林】 そうですね。その辺、PDCAはちょっとあくまで人数とかそういう形で増やしていくという外的な目標に現状は留まっております、そういうところで、留学経験のある人のキャリアとか、そうでない人との対照検討まではちょっと至っておりませんので、これはこれから貴重な課題とさせていただきたいと思います。1つは、全学的にはG30とかいろんな形で人を増やしたんですけど、増えればいいのかということは確かにございます。済みません、私からとっさにお返ししたんですけど、もし同僚の方でお返事がございましたら。

【上川】 検証はやっていませんけれども、先ほど言いました『まちかね法政ジャーナル』というところで留学体験談みたいなのを書いてもらったりすると。それで、それなりに

おもしろいことを書いてあって、頑張ったんだなということがわかるという、それぐらいですかね、今のところだと。

【洲崎委員長】 おそらくは大学間学生交流協定で行かれてると思いますので、おそらく大学本部の国際交流課かどこかが、学生が帰国してから報告書をださせたりアンケートをとったりしているのではないかと想像しますが、ただ、法学部の学生にとってどうだったかというのは、法学部としてちょっと聞いてみてもいいかな、という気がします。たとえば、単位がちゃんと認定されて、4年で卒業できるのかとか、あるいは、就職活動に関して、不安はなかったのかどうかとか。特に3回生で留学すると就職活動にもろに影響を受けますので。私のゼミ生でも、3回生で就職を決めて、4回生で1年間行って帰ってきて、単位をきっちりとして4年で卒業したというのもありましたので、そのあたりは人それぞれなのかなという気はしますけれども。実は今いただいたご意見は、京都大学にとっても参考になると思います。ありがとうございます。

【岩井委員】 私は、ドメスティックな案件を扱うことが多いんですけども、これからは、ドメスティックでやっている弁護士にとっても、プロフェッションとしての英語までいくかどうかはともかくとして、コミュニケーションという意味での英語というのは、必要になってくると思います。そういう意味で、留学を経験された学生さんが、将来、弁護士になられて、やっていかれるというのは、非常に有益なことだと思います。年次的にまだそこまで行っている事例はないのかもしれませんが、そういう観点でも成果があったみたいないな検証ができれば、非常に良いのではないかと思います。

【林】 ありがとうございます。さっきちょっと自分の理解では、個別の学生さんのフィードバックとか制度的なものの評価とは、まず比較的簡単にできるのかと思いますし、貴重なご意見としていただけたいと思います。

【洲崎委員長】 先ほど、国際公共政策学科の1、2回生で自分が学びたいと思っていた国際関係の科目があまりないというようなことを言われていたように思いますが。確かに法律系の科目が多くなっているようにも思えます。このあたりはやはり専任教員の数の問題なんじゃないかな。国際関係学部のようなわけにはなかなかいかないという感じですかね。

【林】 そうですね。いかがですか、いきなり松野先生に振っちゃいますけど。

【松野】 今の、先ほどの荒川さんでしたっけ、の意見なんかも、僕自身としては初めて聞いたのですが、確かに1年生、2年生のときに、我々専門科目の教員はほとんど学生

ともかわらないので、なかなか意見の聴取もできていなかったんだと思うんですけど、確かに見ますと、法学、政治学、経済学とありますが、政治学は必ずしも国際関係論ではないので、国際関係論は1年生の後期で1科目ぐらい入っているだけで、1年生全体として国際公共政策学科に入ってきている学生は、いろいろ1年生の専門科目の中で、「国際」とつくのが1つか2つしかないという、そういう法学部の中にある位置づけということでカリキュラムがつくられているので、そういうことになっているのかなと。でも、それは、ちょっと今後考えていいかなというふうには思いますね。3年生以降の科目になりますと、国際も結構あるんですけども、そこまでの間に少しモチベーションが下がってしまうと、せっかく1年でやる気になっているのというような状況なので。

【洲崎委員長】 法学科の学生は早くから専門の勉強をしているのに、私は何でできないんだろうという、ちょっと焦りのような気持ちを持たれることがあるかもしれないですね。

【松野】 実際、2年生の夏休み明けて2学期から留学する子は留学するわけですね。それまでに、じゃ、国際関係論なんかをやるのかといたら、ほんとうに1科目か2科目ぐらいしかないという状況ですね。

【洲崎委員長】 むしろ留学して、留学先で国際関係論を学ぶということもあるのかもしれないですね。

【林】 カリキュラムの検討をやっていければよいかと思います。

【本屋委員】 いいですか。

【洲崎委員長】 どうぞ。

【本屋委員】 国際公共政策学科の関係なんですけど、僕も公務員なので、非常にそれは、法曹はもちろん大事ですけど、大事なことじゃないかなと思って、赤井先生のゼミで、WESTとかされていますよね。そういう学生と話をしたりすると、すごく真面目で、非常に論理的だし、すごく法学以外のそういう能力も身につけて、すごく意欲的にされているなと思うんですけども、赤井先生のゼミ以外も同じようにそういう課題を渡して、何か自分らで考えさせるとか、いろいろ、どんなふうに学生を育ててはるのかなと思って。いつも赤井先生の話はよく聞くんですけど、ほかはどんな感じなのかなと思って、教えていただけたらありがたいなと思います。

【松野】 法律系の先生、政治学系の先生、それから経済学系の先生と、3種類の先生たちがいて、それぞれゼミを持っていて、そのゼミの中で、かなり伝統的なディシプリン

系の先生もいれば、政策中心の先生もいればというふうにして、結構バラエティーがあるので何とも言いがたいんですけども、赤井先生はかなり典型的に頑張っておられる先生なので、ちょっとそのまねは確かに皆さんできないのかもしれませんが、でも、データ分析というようなものは、経済系の先生方、皆さんやっているの、あの様に全国コンペティションに学生を連れていくかどうかは別として、内容的にはかなり似たような感じになっていると思うんですね。データ分析が必ずしも経済系が専門ということじゃなくて、政治学なんかを志す学生もデータ分析のゼミに入っているというようなこともあり、最近はやっぱデータ分析の射程が広まっているので、さすがに法律系の学生はあんまりデータ分析は行かないかもしれませんが、政治学系の学生は、結構最近に行くようになっていて、その辺は国際公共政策学科の特有の状況があるということなんです。

赤井先生は、確かにすごい頑張っている看板教授ですので、優秀な成績を学生がコンペティションでおさめているといますか、2年連続全国優勝ですから、これ、トップなんですね。非常にすごいと思います。

【洲崎委員長】 法学科と国際公共政策学科は、入試のときはどうなっているのでしょうか？ 完全に枠が別ですか？

【林】 問題は共通ですが、両学科の枠は別となっております。

【洲崎委員長】 合格最低点が違うのですね。

【林】 はい。

【洲崎委員長】 ただ、きょう、3ポリシーを読ませていただいたのですが、両学科、ほとんど変わらないような感じですが、ただ、先ほど荒川さんが言われたように、国際公共政策学科のほうは多分、国際関係をやりたいという目的意識を持って来られる方が多いのかなと。法学部は逆に伝統的に。

【林】 つぶしがきく。

【洲崎委員長】 つぶしがきくということで、目的、将来の進路が決まっていなくても来る人が多いところなので、そういう差があるというのはよくわかるのですが、ただ、3ポリシーがこれだけ共通しているということが気になったのですが。

【上川】 3ポリシーなんですけども、これ、逆に学科ごとであまりに違う内容のものを出すと、全学的には同じ学部なのに、あんまり違い過ぎて学部の一体性がないのではないかということになりますので、やはり学部として一体性を保ちつつ、ちょっと独自性を出すと。

【洲崎委員長】 ああ、そういうことですか。

【上川】 あえて近づけて書いているということはあります。

【洲崎委員長】 わかりました。ひょっとしたら京大でも同じかもしれません。うちの法学部は学科が1個しかないのですから、そういうことを逆に意識しなかったのかもしれないんですけども、確かにそうですね。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【亀岡委員】 先ほどは、学生さんの生の声が聴けるという大変ありがたいご配慮をいただきましてありがとうございます。

私が、非常にタイムリーな試みだと思いましたのは、ご承知のことと思いますが、去年11月に文科省の中央教育審議会で、高等教育に関する答申が出まして、そのキャッチフレーズというのが、「学修者本位の教育への転換」ということで、大学は学生さんがこれから何を学び、何を身につけたかといったことをより重視すべきだという話が出てきています。学生さんにとって学修成果が実感できるといったことが非常に大事であるという指摘がされていますので、まさに今日伺ったようなお話というのは、これから重要になってくると思っております。そのような動きを察知していただいて、本日の委員会に取り入れていただきましてありがとうございました。

それとともに、答申では学修成果の可視化とかいう話も出ていまして、いろいろデータを取って、どれだけ成果を上げているのかということを出すべきだという方向になっています。例えば、学位や単位の取得状況であるとか、あるいは卒業後の状況とか、学生の成長実感であるとか、満足度とか、そういったものを調べて公表したらという話もあるようです。それが本当に良いことなのかどうかについて種々議論はあると思いますが、やはり、本日のようなお話を伺うと、学生さんが大阪大学法学部研究科に来てよかったと思ってもらえるということは大変重要だと思いましたので、今後とも、学生の声は重視していただければと思います。

あと、留学のお話も伺いました。大変数が伸びているということで、大変うれしく思っております。留学の成果という話もありましたけども、やはり短期間でも留学を経験された方というのは、企業に就職してから、海外派遣のようなチャンスがあって、「どうしますか」と聞かれたときに、かなりの割合の方が、「いいですよ」と言う方が多いようです。これは産業能率大学のアンケートでそういった結果が出ています。留学にはそういった効果があるということで、そういう方が増えているということは大変良いことで、62名もい

らっしゃるということは、すごいことだと思っています。

あと、学修成果の可視化についてももう1つ申し上げると、答申で例に挙がっているものの中に外国語があって、学外試験のスコアといったものも例示されています。これもどのように扱うかというのはそれぞれ大学でお考えになるべきことだと思います。一方、ディプロマ・ポリシーを拝見すると、英語の理解力・表現力は単位認定の対象となっていますし、国際公共政策学科のポリシーの中には、技能として、国際社会で必要とされる基礎的な外国語能力を身につけていくと書かれていますので、やはりそれは、ある程度の水準を求めておられるんだろうと理解しております。我々の学生時代の話をして恐縮なんですけれども、昔言われたことは、「大学に入学したとき一番英語ができた」とか、そんな話がありましたけれども、今は、そのようなことがあってはいけないと思います。

【洲崎委員長】 学部、教育関係で何かございましたら。

【亀岡委員】 済みません、あともう1点お願いします。今、カリキュラムの見直しをされるというお話がありましたけれども、このことでカリキュラム・ポリシーのほうも変わるのでしょうか。

【上川】 一応新しいのに変わるんですけども。ここに書いているのからものすごく変わっているということはないですね。これがもとなんですけども、書きぶりとか、カリキュラムに合わせた形で4月から変わることになっています。

【亀岡委員】 わかりました。

【洲崎委員長】 よろしいでしょうか。

あと、大学院ですね。司会の手際が悪く、もうあまり時間がございませんが、大学院の法学研究科における教育の現状と課題ということに関して、何かございましたら。

では、私から。総合法政プログラムに似たコースが、実は京都大学にも、昔あったんです。専修コースと呼んでいました。自治体や企業から派遣してもらった大学院生と、学部学生がそのまま進学する大学院生が混在しており、進路も公務員であったり法律家であったり、あるいは研究者を目指す人もいました。しかし、法科大学院をつくる時にこのコースをなくしてしましまして、結局、このタイプのプログラムというのが、京大にはもうないのです。ある時点でもう一度つくることも考えたのですが、うまくいきませんでした。企業や自治体はその人員を学生として派遣する余裕がなくなってしまったというのが大きな理由であったと理解しております。しかし、貴学では現在でもこの総合法政プログラムを持っておられるのですね。随分前からこのプログラムを維持されていて、法科大学院が

できたときにも、そのまま続けられたということなのですね。

【林】 そうですね。やっぱり研究者養成だけではなくて、高度職業人ということ掲げてやっております、むしろこれは、研究者養成プログラムの方を別途分化させたという、そういう歴史的いきさつがありました。

【洲崎委員長】 ああ、最初につくられたときに。

【林】 はい。研究者は研究者で養成する一方で、マスターにおきましてはもちろん、ドクターでも、あまり進むときに研究者を目指す学生以外を排除する結果になるように垣根を高く、ハードルを高くしないようにしようということですから。洲崎先生がおっしゃいましたように、総合法政で今のところ、そういった自治体の職員の人を受け入れたり、そういう需要が一定数ございます。しつこいですが、ある程度の部分は総合法政なんです、やっぱり知的財産法に一定数頼っているところはございます。わりと京都大学さんはロースクールをつくられたときに、そこは思い切って整理されたんですね、おっしゃったようにね。

【洲崎委員長】 そうですね。多分、授業負担のことを考えて、ロースクールの授業もし、研究者養成コースの授業もし、当時の専修コースの授業もし、大学院だけで3種類の授業は絶対無理だということでやめたのです。ただ、大阪大学では、法科大学院を独立研究科としてつくられたということが、総合法政プログラムを残すことに寄与したのかなという気はいたしますけども。

【林】 はい、結果的にそのようになったかと思います。

【中山】 阪大では大学院重点化のときに、昔からの法学研究科の学生数も維持しつつ、ロースクールで新しく学生を集めています。別研究科ですから、いろいろ人材を取り込むための一番大きな袋として総合法政コースをつくったということです。その中で、特に語学が得意であるとか、基礎法や政治学などで研究者になる能力を早くから見せている人を、研究者養成コースに入れるという仕組みです。研究者養成のほうは特別枠として新たに作ったもので、総合法政が旧大学院の修士課程を移した感じです。

【洲崎委員長】 じゃ、もともとの建てつけが随分違ったということなのかもしれません。どうもありがとうございます。

【林】 補足を先生、ありがとうございます。

【藤原委員】 先生、いいですか。

【洲崎委員長】 どうぞ。

【藤原委員】 博士課程、後期課程ですけれども、これの出口をどうするかという問題、昔から非常に難しい問題があって、なかなか大学教員にポストを得るのは難しいと聞いていますけれども、この関連でいえば、私の今いる研究所ですね。いわゆる、とまり木構想で、博士課程、後期課程を卒業した方は3年間、契約で雇って、我々の仕事もやってもらいながら、みずからの仕事もやっていく形で、いずれ出て行っていただくことにしています。そういうとまり木があればいいと思うんですけれども、これ、実際、修了した方で、教員につかれない方はどういうふうになっているんですか。

【林】 例えば、公務員として、博士号を持って自分の、徴税であれば、そういった行政分野の専門家として行かれる方とか、あと、よくほかでも試みられていますけれども、いわゆる税理士とか弁護士とか、そういった専門職の方で博士号をお持ちという形で専門性を高めていただくとか、そういう方がおられます。それから、博士修了だと、普通に企業に行かれている方とかもおられますよね。

【中山】 博士後期でしょうか？

【林】 博士後期。

【中山】 基本的には、博士後期を出た後、皆が皆、研究者になれるわけではないので、いま、世間で問題になっているように、非常勤を幾つもかけ持ちしているとか、理科系の人の場合は、ポスドクで短期雇用を繰り返して40代になっている人もいます。大阪大学も同じ問題を抱えていて、法学部でも——人文社会系はどこも厳しいところがあるんですけど——そのようなことがあります。それで、文部科学省が、博士号を持った人たちが欧米並みにビジネスや行政といった実社会で働くということを考えて、リーディング大学院をつくりました。その1期生は二、三年前に出たかと思うんですが、参加しています。だから、保険ではないんですけども、研究者としての教育を受けながら、いわゆる汎用的な問題解決能力といった、これまでの研究者博士にはない力を持った人材をつくるプログラムです。法学研究科でもそのプログラムに参加している学生が3人ぐらいいまして、2人が今年修了するんですけども、そのうちの1人は自分で起業して、市民オーケストラを組織したり、NPOをつくったりしています。京都市とも協力しながら、北山のほうの過疎地域の活性化の仕事もしているようです。だから、超変わり種なんですけれども、博士後期課程を出たけれども実社会でも生きるといった、そういう新しいタイプの学生が、研究者志望の学生のなかからも出始めています。私もリーディングの仕事をやっていたとき、経団連主催の会合や関係連の方々の方々のところをうかがって「こういう人材もいますから採って

ください」といったお願いをしてきた経験がありますので、実際は、なかなか難しいというの痛感しています。そういう学生が企業等にすんなりと受け入れられるかどうか……。

【林】 中山先生を引き取って、ほとんど同じ内容を続けることにはなりますが、やはり関経連とかの博士号を持った人材をもっと使えないかということで、全学のほうで関経連の人たちと対話する会等に参加するようというので伺ったんですけども、「法学博士、どうするんですかね」とか、最後に振られまして、とっても辛い思いをしたんですけども、いわゆる学者型として文献を読んで講義をしてというのでない、そういう博士人材育成の試みは大阪大学で全学的にも、さっき中山教授が紹介されたようなプログラムで、そういう全人的な力を広げて学者型の知性ではない形で高度な専門家というか、高度な人材をつくるということを引き続いてやっております。繰り返しですが、その一方で、もう既に専門職の方に博士号をとっていただくとか、そんな苦闘と申しますか、いろんなトライアルをしているというところがございますね。すごく人間として例外、ほとんど突出した人間力がある人は、そういう形で起業したり、そういったことでやっているんですけども。

【仁木】 1点だけ追加なんですけど。

【林】 どうぞ。

【仁木】 博士後期課程の学生の中に、一定数留学生がおりまして、博士号をとって本国に帰るといふ子も一定数おります。ですから、その子たちはしようがないかなという、そんな感じです。

【藤原委員】 社会人大学院生はおられるんでしょうか。

【林】 はい。一定数、今、2割ぐらいですかね。

【仁木】 そうですね。

【林】 必ず公務員とか、それから士業の……。

【仁木】 司法書士さんであるとか、行政書士さんであるとか、そういう方が。

【林】 そういう方に支えてもらっています。

【洲崎委員長】 弁護士さんはとっておられないんですか。

【仁木】 今はおられないですね。

【林】 今は。でも、例はありましたよね。

【瀧口】 ええ。昔ありましたけど、来ていただきたいんですけど、あんまりなぜかという感じですね。ぜひ。

【林】 それはむしろ、神戸大学さんとかね。

【岩井委員】 その辺は、結構興味のある人はいると思うんですよ。だから、むしろ逆に質問なんですけど、そういう制度があるというような情報発信はされているのでしょうか。

【瀧口】 これから。

【岩井委員】 私も弁護士になってから、大学院に通って勉強した経験があるのですが、やっぱり実務に入って何年かすると、体系的に勉強していないなということがよくわかって、そうすると、学問的興味も含めて、それほど時間的負担がかからないのであれば、もう一度勉強しなおしてみようかなと思うようになったのです。そういう人は、少なからずいると思います。だから、こういう制度があるということをきちっと情報発信をされて、アピールされたら、よくできる人が来るかどうかはともかくとして、それなりのアプローチはあると思います。

【洲崎委員長】 大阪弁護士会と…。

【林】 協力して。

【洲崎委員長】 大阪大学であれば、授業に出ることを求めても、夜間の授業とかをされれば不可能ではないと思います。京大は地理的な関係で、弁護士さんに授業に出てきてもらうというのは無理なので。実は、数年前から社会人学生については授業をとらなくてもいいよということにして、論文指導だけで学位を出すということを始めました。結構出願はあります。ただ、授業がなくて、論文指導だけというのは、指導するほうにもかなりリスクがあるので、入学させるときに慎重にならざるを得ないという問題があります。

【瀧口】 それは学位も分けておられるんですか。そうではないんですか。

【洲崎委員長】 学位は1本です。ただ、普通の博士の学位だったら、外国法は一切なしというのはなかなか難しいと思いますが、実務家の場合には、実務家としての経験を生かしていただくような形で博士論文を書いていただければよいということで、そのあたりはもう割り切ってやっております。

【亀岡委員】 今伺ったお話は後期課程の話だったのですが、前期課程については3つのプログラムがあるとなっています。その35名の全体の定員の中で、それぞれに定員というのはあるのでしょうか。

【仁木】 いえ、これは3プログラムを含めて35名で調整するというふうになっています。

【亀岡委員】 分かりました。先ほど、社会人の方が多いと伺った知的財産法プログラ

ムについては、今35人中、何人いらっしゃるのでしょうか。

【青木】 結構波がありまして、今年は特別コースの1年生が4人ですかね。さらに言うと、特別コースの学生でも総合コースの講義を受けられて、あるいは総合コースの学生も特別コースの講義を、同じのを受けることができますので、そういう意味で、中之島に実際に通ってくる人間の数と特別コースの学生の数が一致しているかは別なんですけど、特別コース自体は今年は4人だったと思うんですけど。いまの2年生、昨年か、あるいは一昨年のほうがもう少し多かったですかね。ちょっとぱっと思い出せないんですが。多いときは七、八人いるときもあったんですけど、これはほんとうに波があるといいますか。あるいは、たくさん入った次の年はわりと志望者が少なかったりとか、そういう感じで結構波のある状況ではあります。

【亀岡委員】 総合コースにはまた別にいらっしゃるのでしょうか？

【青木】 そうですね。総合コースのほうはまた別に、昼のほうの学生さん。こちらが、今年は何人。結構多かったはずですね。10はいなかったと思うんですが。

【林】 七、八人ぐらい。

【青木】 七、八人ぐらいいたと思いますね。ちょっとぱっと数字が出なくて申しわけないんですけども。

【亀岡委員】 いいえ、ありがとうございます。社会人が大変多いというお話も伺ったものですから、現在大学に期待されているリカレント教育の一環という意味でこれからも役割を果たしていただければ非常に良いことだと思って、応援するつもりでコメントを申し上げます。

【洲崎委員長】 京都大学の立場からは大変うらやましく思います。

いかがでしょうか。もうそろそろお時間かと思いますが、最後にお一言ずつでも、特にご指摘いただくことがございましたら、おっしゃっていただければと思います。

【藤原委員】 社会学連携ですね。社会と大学の連携という意味で、ほかの経済系のところとか、わりと熱心にそういうシンポジウムとかセミナーとかをやられているんですけど、私も関経連のときに何回かそういう大学に後援をして、企業の方々を集めてというセミナーをやったんですけども、やっぱりより大学を身近に感じてもらうとか、あるいはそれを契機に大学院に入り直すとかいうような思いが起こるような形や、研究している内容とか成果を広く社会に伝えながら関心を高めてもらうような社会学連携をもっとやってもらったらいいかと思います。

【林】 ありがとうございます。例えば、今のA I技術とかそういう先進技術につきまして、「A Iネットワーク時代に向けた法・政策の在り方」、そういった形で、実業家とか産業界と去年の秋に集まったりしておりますし、社会学連携ということで、全学的にもちょっと課題としていろんな形でかかわっております。例えば、環境政策に関しては、うちにS S I、社会ソリューションイニシアティブという新しい組織ができましたけども、そこで環境政策で提言するとか、そういうよそにあるところの機会、チャンネルを使ってつながっております。これからも、積極的にぜひご提言をいただきたいと思います。ありがとうございます。

【洲崎委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、お時間も参りましたので、これで外部評価委員会、閉じさせていただきたいと思います。

【瀧口】 ちょっとお願いがありますので。本日はどうも、ほんとうに貴重なアドバイスをいただきましてありがとうございました。

そこで、担当から、連絡ということで、以下の点をお願いさせていただきたいと思います。それは、1つは、きょうの会議の内容は議事録として活字にさせていただきます。そして、草稿を先生方に送らせていただきますので、そのチェックをお願いしたという点が1つです。

それから、ご負担でまことに申しわけないんですけども、個別の意見書もお願いしたいと思います。これはどういうふうを書くかということですけども、お手元に前回の外部評価報告書があると思いますけれども、一応、書き方としてはこれを参考にさせていただければよろしいかと思っておりますけれども、別にこのとおりに書いてくださいということではもちろんなくて、一応の参考にさせていただければいいかなと思います。

ちょうど時間も来ました。本日はどうも、ほんとうにありがとうございました。有益なコメントありがとうございます。

【洲崎委員長】 じゃ、速記録のほうは適宜、大分修正させていただくと思いますけど。

【林】 いえいえ。こちらも大分、時間外にいきなり振ったりとか、なかなか事後に直しようが難しい進行と自分自身の発言をいたしまして済みません。いろいろありがとうございました。

例えば、京都大学さんって、博士課程にロースクール卒業で法曹の資格を持った人が残って研究者を目指すように、助教の枠が使われたりとか、いろいろと実施されていますね。

【洲崎委員長】　そうですね。特定助教は、博士号をとった後ですね。博士後期の間は、機能強化促進経費をとって、それで経済支援をしています。ただ、3年で博士論文を書いても、公表はその後になります。修士課程を経ている人であれば、修士論文を公表して、それで就職活動もできるんですけども、やっぱり博士後期3年だけとなると、仮に3年で書けたとしても、公表できるのはもっと先になりますので、やはりそこで特定助教の枠で経済支援してあげないと、そもそも来てくれなくなるというのがありますね。

【林】　阪大の法研の場合は助教の枠でたくさんいてもらえる枠が多数はなかったりして、いろいろそこが課題だったりいたします。

【瀧口】　それでは、ありがとうございます。

【林】　遅くまで申しわけありませんでした。どうぞ今後ともまたよろしくご指導をお願いいたします。

―― 了 ――